

埼玉県報



埼玉県発行

目次

告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告(川越比企振興) 一
- " " " " " " 一
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告(NPO活動推進課) 二
- ヨーネ病疑似患畜の発生(畜産安全課) 二
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課) 二
- " " " " " " 二
- 児玉都市計画下水道の変更(下水道課) 三
- 荒川左岸南部流域下水道乾燥ばいじん収集運搬業務委託その6に関する入札公告(荒川左岸南部下水道事務所) 三
- 警察署サーバの賃貸借に係る一般競争入札の公告(会計課) 五
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消告示(大宮県税) 七
- " " " " " " (川越県税) 七

- 県道春日部久喜線の区域の変更(越谷県土) 七
- 県道上尾蓮田線の区域の変更(杉戸県土) 八
- 県道蓮田杉戸線の区域の変更(" ") 八
- 県道蓮田白岡久喜線の区域の変更(" ") 九
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター) 九
- " " " " " " (越谷建築安全センター) 九
- " " " " " " (" ") 九
- 埼玉県教育委員会定例会の招集(教委・総務課) 一〇

告示

埼玉県告示第千二百六十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年九月十八日
埼玉県知事 上田清司
- 二 特定非営利活動法人の名称
NPO法人武蔵観研
- 三 代表者の氏名
桑原 政則
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川越市新富町一丁目九の一

五 定款に記載された目的

本会は、観光と情報活用の視点から実用研究・学術研究を行い、観光情報学の確立・発展を図るとともに、観光産業の発展とそのための研究に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千二百七十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年九月十八日
埼玉県知事 上田清司

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ほっとサポート
てんとうむし

三 代表者の氏名

栗原 明子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川越市小仙波町四丁目十一番
地十二

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者とその家族に対し、地域で生活するために必要な介護・援助等の支援を提供し、地域社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千二百七十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く

方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年九月十八日
埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年九月九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人国際コミュニケーションネット

三 代表者の氏名

松永 靖夫

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市北区奈良町二二八番地四四

五 定款に記載された目的

この法人は、国内外の高齢者や貧困者等の社会的弱者に対し、国際協力活動、高齢者等生活支援、育児支援、外国人への職業・生活支援、国際交流支援及び出版・講演活動を行い、ボランティア活動をを通して社会に直接貢献し、また貢献したい人々のコミュニケーションの形成に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千二百七十二号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により次のとおり患畜等について届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十一年九月十八日

埼玉県知事 上田 清司

伝染病及び家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	頭数及び群数	発生場所又は区域	発生年月日	処置
ヨーネ病	疑似患畜	一頭	上尾市	平成二十一年九月十日	隔離

埼玉県告示第千二百七十三号

測量計画機関の長である戸田市長神保国男から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年九月十八日

埼玉県知事 上田 清司

一 測量計画機関

戸田市

二 作業種類

公共測量(都市計画基本図等作成)

三 作業地域

戸田市

四 作業期間

平成二十一年九月二日から平成二十二年三月二十六日まで

埼玉県告示第千二百七十四号

測量計画機関の長である吉見町長新井保美から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年九月十八日

埼玉県知事 上田 清司

一 測量計画機関

吉見町

二 作業種類

公共測量(基本図作成)

三 作業地域

吉見町全域

四 作業期間

平成二十一年九月十五日から平成二十二年三月二十六日まで

十二年三月二十五日まで

埼玉県告示第十二百七十五号

上里町長から児玉都市計画下水道の変更に係る図書の写真の送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写真を埼玉県都市整備部下水道課において縦覧に供する。

平成二十一年九月十八日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第十二百七十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年九月十八日

埼玉県知事 上田 清司

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量
荒川左岸南部流域下水道乾燥ばいじん収集運搬業務委託その6 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
平成21年11月2日(月)から平成23年1月31日(月)まで。ただし、平成22年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。
- (4) 履行場所
荒川水循環センターからばいじんの中間処分業の許可(※)を受けている者が事業の用に供する処理施設までの間

※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第14条第6項の規定に基づきばいじんの中間処分業の許可をいう。

(5) 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、

その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額(単価)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づく物品等競争入札参加資格者名簿に登録され、業種区分が「建築物の管理に関する業務」で、「廃棄物処理業務」を行う者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加指名除外措置を受けていない者であること。
- (5) 廃棄物処理法第14条第1項に規定する許可を受けている者のうち、事業の範囲として、埼玉県からばいじんの産業廃棄物収集運搬業の許可を受けているものであること。
- (6) 廃棄物処理法第14条第1項の許可に係る運搬車として、乾燥ばいじん運搬用の最大積載量10トン以上の粉粒体運搬車を2台以上運行の用に供している者であること。
- (7) 平成21年9月1日前5年間に、下水処理場又は浄水場から発生するばいじん又は汚泥の収集運搬業務を、適法に履行した実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先
〒336-0026 埼玉県さいたま市南区辻8丁目27番20号 埼玉県荒川左岸南部下水道事務所 総務・管理担当 杉山 電話048-861-2051
- (2) 入札説明書等の交付方法
この公告の日から平成21年10月1日(木)まで、上記(1)の交付場所において交付する。

<p>(3) 現場説明会 開催しない。</p> <p>(4) 入札・開札の場所及び日時 ア 場所 埼玉県さいたま市南区辻8丁目27番20号 埼玉県荒川左岸南部下水道事務所 イ 日時 平成21年11月2日(月) 午前10時30分</p>	<p>資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 次に掲げる入札書は、無効とする。</p> <p>ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書 イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書 ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書</p>
<p>(5) 郵便による場合の入札書のあて先、提出期限及び提出方法 ア あて先 〒336-0026 埼玉県さいたま市南区辻8丁目27番20号 埼玉県荒川左岸南部下水道事務所 総務・管理担当 イ 提出期限 平成21年10月30日(金) 午後3時(必着) ウ 提出方法 書留郵便又は簡易書留郵便によること。</p>	<p>(5) 契約書作成の要否 要</p> <p>(6) 落札者の決定方法 財務規則第94条に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。</p> <p>(7) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(8) 競争入札参加資格の付与 上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して平成21年10月20日(火)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(048-830-5775(直通)埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)に提出すること。</p>
<p>4 その他 (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (2) 入札保証金及び契約保証金 ア 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札金額(単価)に予定数量を乗じた金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。 イ 契約保証金 契約の相手方は、契約金額(単価)に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。</p>	<p>(9) 支払条件 発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。</p> <p>(10) その他詳細は、入札説明書による。</p>
<p>(3) 入札者に要求される事項 ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した必要な書類を平成21年10月2日(金)から同月9日(金)までに提出し、競争入札参加</p>	<p>5 Summary (1) Nature and Quality of the Service to be Required The 6th part of collection and transportation of dried soot and dust emitted from the sewage treatment plant of the Arakawa Left Bank Southern District Regional Sewage System.</p>

- (2) Deadline for Submissions
By registered mail : must be received by 3 : 00 pm, October 30, 2009
In person : 10 : 30 am, November 2, 2009
- (3) Contact Information
Arakawa Left Bank Southern District Regional Sewage Management
Office, City Development Department, Saitama Prefectural Government
Tuiji 8-27-20, Minami-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 336-0026
Telephone.048-861-2051

埼玉県建設部建設課

WTOに基く政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十一年九月十八日

埼玉県建設 上田 豊 臣

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量
警察署サーバ等の賃貸借 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
平成22年2月1日(月)から平成27年1月31日(土)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。
- (4) 納入場所
埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所
- (5) 入札方法
本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総額を入力し、又は記載すること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当

該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分が「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (6) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による)。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330—8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度担当 岡本 電話048—832—0110 内線2245 フラクシミリ048—824—4607
- (2) 入札説明書の交付方法
ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合
埼玉県ホームページを開き、電子サービス窓口の「入札・調達」を選択して、「発注情報はこちら」からダウンロードすること。

- イ 紙媒体による場合
 - 上記①の交付場所において交付する（事前に電話により連絡をするこ
と。）。
- (3) 仕様書の交付方法
 - 上記①の交付場所において交付する（事前に電話により連絡をするこ
と。）。
- (4) 入札書受付期間
 - ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合
競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年11月5日（木）午前10時30
分まで
 - イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合
 - (ア) 郵送の場合
競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年11月4日（水）午後5時
まで
 - (イ) 持参の場合
競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年11月5日（木）午前10時
30分まで
- (5) 開札の場所及び日時
 - 埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成21年11月5日（木）午前10時40分
- 4 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金
入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗
じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規
則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合
は、免除する。
 - イ 契約保証金
契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた
額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する
場合は、免除する。
 - (3) 入札者に要求される事項

- この一般競争入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請
書を次のいずれかの方法で平成21年10月29日（木）午後5時までに提出し、競
争入札参加資格（上記2（6）に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を
得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に關し説明
を求められた場合は、それに応じなければならぬ。
- ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。
 - イ 紙媒体の入札書を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。
- (4) 入札の無効
 - 次に掲げる入札書は、無効とする。
 - ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
 - イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
 - ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め
る規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書
 - (5) 契約書作成の要否
 - (6) 落札者の決定方法
財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低
の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (7) 手続における交渉の有無
無
 - (8) 競争入札参加資格の付与
上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県
所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、平成21年10月20
日（火）までに必要な書類を添付して、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格
審査担当（〒330—9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話
048—830—5775（直通））へ提出すること。
 - (9) 支払条件
発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を
受注者に支払うものとする。
 - (10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of server for

police network system.

(2) Time-limit for tender : By the electronic tender system ; 10 : 30 a.m., November 5, 2009 By mail ; 5 : 00 p.m., November 4, 2009 In person ; 10 : 30 a.m., November 5, 2009

(3) Contact point for the notice : Property Management Section, Finance Division, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Head-quarters, Takasago 3-15-1, Urawa-Ku, Saitama-shi, Saitamaken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2245

埼玉県大宮県税事務所長告示第二号

地方税法 (昭和二十五年法律第二百一十六号) 第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

り消した。

平成二十一年九月十八日

埼玉県大宮県税事務所長

古 庄 清

埼玉県川越県税事務所長告示第三号

地方税法 (昭和二十五年法律第二百一十六号) 第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

氏名又は名称	埼玉アポロ株式会社
代表者の氏名	塚野泰久
主たる事務所又は事業所の所在地	埼玉県さいたま市西区三橋五丁目三十三番地一
指定取消年月日	平成二十一年六月三十日

平成二十一年九月十八日
埼玉県川越県税事務所長
田 中 昭 夫

氏名又は名称	石田 千秋
代表者の氏名	
主たる事務所又は事業所の所在地	埼玉県坂戸市泉町二一十一
指定取消年月日	平成二十一年八月三十一日

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第三十二号

道路法 (昭和二十七年法律第八十号) 第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年九月十八日から三十日間埼玉県土整備部道路環 境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月十八日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小 倉 一 夫

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 春日部久喜線
- 三 道路の区域

旧新別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
旧 A	春日部市粕壁三丁目七〇六二番地先から同市梅田一丁目一〇六番一四地先まで	八・八〇 一五・三六	二五九・〇〇	平成二十年三月二十一日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十三号で設置した仮道の撤去である。
新 A	春日部市粕壁三丁目七〇六一番地先から同市梅田一丁目一〇六番一四地先まで	九・〇〇 一八・二四	三三一・五〇	
旧 B	春日部市粕壁三丁目七〇六一番地先から同市梅田一丁目一〇六番一四地先まで	九・〇〇 一八・二四	三三一・五〇	

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第六十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成二十一年九月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月十八日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上尾蓮田線
- 三 道路の区域

埼玉県杉戸県土整備事務所長 平井 順一

新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	蓮田市関山三丁目三四七二番地先から同市関山三丁目三四五 四番三地先まで	区間	九・三〇 一四・〇〇 一七・五〇	一六三・〇〇	道路改築事業

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第六十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成二十一年九月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月十八日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 蓮田杉戸線
- 三 道路の区域

埼玉県杉戸県土整備事務所長 平井 順一

新B	新A	旧A	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	蓮田市大字黒浜字天神前一三二三番一地先から同市大字黒浜 字上沼四五三六番二地先まで		六・八〇 一五・〇〇	八五〇・五〇	道路改築事業
			一一・〇〇 七四・五〇	一〇五五・〇〇	

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第六十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成二十一年九月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路課境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

- 平成二十一年九月十八日 埼玉県杉戸県土整備事務所長 平井 順一
- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 蓮田白岡久喜線
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	蓮田市大字黒浜字天神前一四六五番一地从先まで 字宿浦一六九五番一地从先まで		一一・〇〇、 一五・五〇	二七九・〇〇	道路改築事業
旧			七・六〇、 一五・五〇		

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第九十号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年九月十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林 祥文

- 一 許可番号 平成二十一年八月二十一日 指令川建セ第二二〇〇六八〇号
- 二 検査済証番号 平成二十一年九月十一日 第二二〇〇九一号
- 三 開発区域に含まれる地域の名称 比企郡滑川町大字月輪字築地三〇一九、一一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

- 六 埼玉県比企郡滑川町大字都五番地三
新保 宗史
新保 美奈子

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第七十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第九十号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年九月十八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂卷 一男

- 一 許可番号 平成二十一年八月三十一日

指令越建セ第二二〇〇四〇一号

- 二 検査済証番号 平成二十一年九月九日 第二二〇〇一一号
- 三 開発区域に含まれる地域の名称 北葛飾郡杉戸町大字下高野字小谷堀 西二七五九一一
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北葛飾郡杉戸町杉戸一丁目三番地八 有限会社クリス 取締役 小川 隆

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第七十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第九十号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年九月十日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂卷 一男

- 一 許可番号 平成二十一年九月三日 指令越建セ第二二〇〇四三二号
- 二 検査済証番号 平成二十一年九月十日 第二二一一一号
- 三 開発区域に含まれる地域の名称 北葛飾郡鷲宮町大字西大輪字川原一四三三一一三、一四、一五、一六
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 久喜市本町八丁目六一四一 株式会社吉川建設 代表取締役 吉川 吉五郎

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千七十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年九月十八日

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂巻 一 男

一 許可番号

平成二十一年九月十日

指令越建セ第二一〇〇二四一号

二 検査済証番号

平成二十一年九月十日

第二二三一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷺宮町大字上内字砂原一三四七―四、一五、一六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

久喜市東三丁目三一五

有限会社東ハウジング

代表取締役

吉野 武

埼玉県教委告示第二十九号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十一年九月十八日

埼玉県教育委員会委員長

松居 和

一日時

平成二十一年九月二十五日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番

一 号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 平成二十二年当初教育局等職員

人事異動方針について

ロ その他

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇四八―八二四―二二二一(代表)
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇四八―八六二―二九〇(代表)
	埼玉県ウェブサイト http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm